

令和元年度

小郡市一般会計・特別会計歳入
歳出決算及び基金運用状況並び
に健全化判断比率及び資金不足
比率審査意見書

小郡市監査委員

2 小 監 第 1 3 6 号
令和 2 年 8 月 2 4 日

小 郡 市 長 加 地 良 光 様

小 郡 市 監 査 委 員 原 田 裕 子
小 郡 市 監 査 委 員 井 上 勝 彦

**令和元年度小郡市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況
並びに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見の提出について**

地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により審査に付された、令和元年度小郡市一般会計・特別会計歳入歳出決算書、附属書類及び基金運用状況調書並びに健全化判断比率調書及び資金不足比率調書を小郡市監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見を提出する。

目 次

令和元年度 小郡市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見

第1	審査の対象	1
第2	審査の期間	1
第3	審査の着眼点	1
第4	審査の方法	1
第5	審査の結果	1
1	決算等の概要	2
(1)	総計決算	2
(2)	純計決算	2
(3)	決算規模の推移	3
(4)	収支状況	3
(5)	財政状況の指標	4
2	一般会計	7
(1)	決算の規模	7
(2)	収支状況	7
(3)	歳入	8
(4)	歳出	27
3	特別会計	39
(1)	国民健康保険事業特別会計	39
(2)	後期高齢者医療特別会計	44
(3)	介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）	48
(4)	介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）	52
(5)	住宅新築資金等貸付事業特別会計	54
(6)	工業団地整備事業特別会計	56
4	財産に関する調書	58
(1)	公有財産	58
(2)	物品	59
(3)	債権	60
(4)	基金	60

令和元年度 小郡市基金運用状況審査意見

第1	審査の対象	61
第2	審査の期間	61
第3	審査の着眼点	61
第4	審査の方法	61
第5	審査の結果	61
第6	各基金別の運用状況	61

令和元年度 小郡市健全化判断比率審査意見

第1	審査の対象	63
第2	審査の期間	63
第3	審査の着眼点	63
第4	審査の方法	63
第5	審査の結果	63

令和元年度 小郡市資金不足比率審査意見

第1	審査の対象	65
第2	審査の期間	65
第3	審査の着眼点	65
第4	審査の方法	65
第5	審査の結果	65

むすび	67
-----	----

決算審査資料	69
--------	----

凡 例

意見書の計数の表示及び符号の用法は、次のとおりである。

- 1 文中及び各表中に用いる比率は、原則として小数点第2位まで表示し、表示単位未満を四捨五入した。そのため、総数と内訳の合計とは一致しない場合がある。
- 2 ポイントとは、百分率(%)間の単純差引数値である。
- 3 各表中の記号の用法は、次のとおりである。
 - (1)「△」 負数
 - (2)「0」 算式上0となるもの。又は、予算措置はされていたが執行されなかったもの。
 - (3)「0.00」 該当数値はあるが、表示単位未満のもの。
 - (4)「-」 該当数値なし、算出不能又は無関係のもの。
 - (5)「皆増」 前年度に数値なし(0を含む)で、全額増加したものの増減率
 - (6)「皆減」 当年度に数値なし(0を含む)で、全額減少したものの増減率

令和元年度 小郡市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

- 令和元年度 小郡市一般会計歳入歳出決算
- 令和元年度 小郡市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 令和元年度 小郡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 令和元年度 小郡市介護保険事業特別会計（介護保険事業勘定）歳入歳出決算
- 令和元年度 小郡市介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算
- 令和元年度 小郡市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算
- 令和元年度 小郡市工業団地整備事業特別会計歳入歳出決算
- 令和元年度 上記各会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

第2 審査の期間

令和2年6月12日から令和2年8月6日まで

第3 審査の着眼点

各会計の歳入歳出決算書及び附属書類が法令に適合し、かつ正確であるか、予算執行が適正に行われているかを主眼とした。

第4 審査の方法

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類について、関係諸帳簿並びに証書類により照合、確認し、関係職員の説明を聴取するとともに、定期監査、例月出納検査等の結果を参考として審査を実施した。

第5 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び附属書類は、いずれも法令に規定された様式に従って調製され、かつ決算計数は関係諸帳簿と符合して正確であり、予算の執行については、全般的に適正な事務処理がなされ、おおむね良好な執行状況であると認められた。